

4 戦没者遺骨のDNA鑑定について

(DNA鑑定の概要)

戦没者の遺骨については、平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会の報告書」を踏まえ、平成15年度から、一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対してDNA鑑定を国費により実施している。

なお、身元が判明した場合には、受領を希望する遺族が居住する都道府県を通じて遺骨の伝達を行っている。

(DNA鑑定の実施条件)

戦没者遺骨のDNA鑑定を行う条件は主として次のとおりである。

- (1) 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係ご遺族を相当程度の確率をもって推定できること
- (2) ご遺族がご遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- (3) 収容したご遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること

(DNA鑑定状況)

平成23年8月12日現在

年 度	判 明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	0	0	0
計	806※	699	1,505

※判明数の内訳（旧ソ連地域：801、南方等：5）